

## 三起商行株式会社サプライヤー行動規範

三起商行株式会社（グループ会社を含む）は、すべてのサプライヤーに対し、以下の規範を遵守することを義務付けています。

### 強制労働の禁止

受刑者の労働、拘束労働、年季奉公、奴隷労働、人身取引による労働、その他いかなる形式を問わず、自由意志によらない労働を強いてはならない。

### 児童労働の禁止

最低年齢に満たない児童はいかなる製造段階においても使用してはならない。「児童」とは、15歳未満の者（現地の法令上許される場合には14歳未満の者）、または、それ以上でも現地の法律に基づく最低雇用可能年齢、あるいは義務教育を終了する年齢に満たない者をいう。「児童」の定義に該当しない若年労働者を雇用する場合、その若年労働者に適用される一切の法令を遵守すること。

### 雇用の選択

強制、拘束（債務による拘束を含む）または、囚人労働、奴隷または人身取引による労働力を用いてはならない。また、会社が寮・社宅への出入を含む、労働者の移動の自由に不合理な制約を課してはならない。労働者を雇用する際は、雇用条件を含む母国語による雇用契約書を締結し、雇用契約書コピーを労働者に渡す必要がある。また、労働者は、雇用を自由に終了することができる。

### 結社の自由・団体交渉

労働者が合法的かつ平和的な方法で組織を編成し、団体交渉を行う権利を尊重し、これらに対し罰則を課したり、妨害をしたりしてはならない。

### 苦情処理メカニズムの構築と報復行為の禁止

労働者が信頼でき、かつ実効性のある苦情処理メカニズムを構築すること。有効な苦情受付の手法を確立し、苦情の処理手続きについて透明性を担保するとともに、労働者が苦情を申請することに関連して生じうるあらゆる報復を予防及び禁じなければならない。

## 暴力・懲罰・脅迫・ハラスメントの禁止

労働者に対する体罰、暴力による脅し、もしくはその他の身体的、性的、心理的または、言葉による虐待やハラスメントを行ってはならない。

## 差別の禁止

賃金、福利厚生、昇進、懲戒、解雇、または退職等の雇用実務において、人種、宗教、年齢、国籍、性的指向、性別、政治的意見、妊娠、婚姻、障がいに基づく差別をしてはならない。

## 適切な賃金・利益

賃金は労働者の基本的要求を満たす重要な要素である。サプライヤーは、賃金等に関する、適用されるすべての法令を遵守し、義務付けられた福利厚生を提供すること。また、時間外労働が行われた場合には、法令で定められている割増率で適正に賃金を支払うこと。法令で割増率が定められてない場合は、少なくとも通常の時間給と同等に支払わなければならない。

## 長時間労働の禁止

時間外労働、最長労働時間に関しては、特別な業務状況にある場合を除き、週 60 時間（時間外労働を含む）、または、法令で許されている通常及び時間外労働の最長時間数のうち、少ない方の時間数を超えて働かせてはならない。加えて、特別な業務状況にある場合を除き、労働者は少なくとも 7 日ごとに 24 時間の連続した 1 日以上の日以上の休日を取ることを。

## 労働安全衛生・緊急事態

適用されるすべての法令に適合した、安全で健康的な職場を労働者に提供し、少なくとも飲料水及び衛生施設が問題なく利用でき、火災時の安全、及び適切な照明・換気が確保されるようにし、安全のためのトレーニングを定期的に労働者に提供すること。サプライヤーは、労働者に提供している社宅、寮、食堂にも同様の健康及び安全の基準が適用されるようにすること。

## 衛生的かつ安全な社宅及び寄宿舍

「健康及び福祉に十分な」住居の提供は基本的人権の構成要素である。雇用される国の住宅水準及び安全水準を満たすことを明確に保証した上で、労働者の同意のもと寄宿舍規程を策定し、利用するすべての労働者が理解できる言語により掲載されなければならない。社宅及び寄宿舍には職場と同等以上の労働安全衛生・緊急事態の基準を適用すること。

### 建築物の安全基準

操業する国の法令に従った、建築物に関する一般的な要件を満たしていること、並びに、火災予防を含む安全性への配慮を徹底すること。

### 環境影響の管理

適応されるすべての環境に関する法律及び規制を遵守するとともに、地球環境及び天然資源への悪影響を最小限に抑えるよう努めること。

### 情報・知的財産権

情報及び知的財産権は適切に利用、管理、保護、尊重すること。

### 品質管理

サプライヤーは、品質方針を定めて、社員や利害関係者に周知させ、常に品質向上に努め、弊社、品質管理基準に準拠して生産すること。

### 2次サプライヤー以降への遵守要請

サプライヤーは、三起商行株式会社の CSR 調達ガイドラインに含まれる調達方針及び基準について、取引先を含むサプライチェーンに対しても遵守されるよう働きかけを行うこと。

本行動規範における「適用される法令」は、地域または国の法令、適用される ILO 条約、自発的な業界基準を含む。